

東京都高齢者見守りサポーター協定

都と事業者（東京都高齢者見守りサポーター）との連携による高齢者等を支える地域づくり協定

東京都は、都内で事業活動を行う企業や団体と「東京都高齢者見守りサポーター協定」を締結し、高齢者やそのご家族への緩やかな見守り等を推進することで、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる地域社会の実現を目指しています！



協定内容

① 区市町村との連携体制の構築

地域での高齢者支援の中心的な役割を担っている、区市町村との連携体制の構築を進めます。

② 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施

日常業務の中で高齢者等の異変に気付いた場合に、状況に応じて区市町村の高齢者支援窓口や専門機関、警察・消防に連絡します。

③ 認知症のある人やその家族を支える地域づくりへの協力

「認知症サポーター養成講座」等も活用して、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症のある人やその家族への支援にも協力していきます。

④ 高齢者等の消費者被害の防止

高齢者等が消費者被害にあうおそれがある場合に、消費生活センター等の専門機関を紹介・連絡するなど、高齢者の被害防止に努めます。

⑤ その他地域活動支援等

介護予防・フレイル予防、虐待防止など、高齢者を取り巻く様々な課題の理解に努め、地域における高齢者支援の取組への協力を努めます。

※事業者により、協定内容は一部異なります。

⚠️ 日常業務の中で、高齢者等のこんな異変に気付いたことはありませんか？



新聞受けに新聞や郵便局がたまっている



お店などで勘定ができていない



殴られたようなあざがある

気づいたら

区市町村や地域包括支援センター等の専門機関にご連絡・相談をお願いします！

詳しくは裏面



東京都福祉局

異変への気付きと対応方法

予想される状況	高齢者の異変の例	通報・相談先	対応方法
生命・身体の危険 財産被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・家から異臭がする ・家の中で倒れている ・助けを求める連絡を受けた 	警察署 110 消防署 119	ためわずに通報をお願いします。 ※個人情報の提供は、原則、本人の同意が必要ですが、本項のように、生命や財産に危険がある場合は、法律に基づき個人情報を含めて提供可能です。 【参考】 個人情報保護に関する法律第 27 条
	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺の被害にあっている可能性がある 	警視庁総合相談センター 03-3501-0110 又は #9110	
	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れない ・配達物がたまっている ・明らかに普段と様子が違う 	区市町村連絡先 (地域包括支援センター等) ※下記参照	
虐待のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られたようなあざがある ・家の中から怒鳴り声がする ・助けを求めて逃げてきた 		通報をお願いします 【参考】 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 7 条
認知症の疑い	<ul style="list-style-type: none"> ・同じことを何度も話す ・同じものを何度も購入する ・お店などで勘定ができない ・髪や服装がとても乱れている ・季節に合わない服を着ている 		通報・相談をお願いします。 ※個人情報の提供は、原則、本人の同意が必要ですが、本項のように、生命や財産に危険がある場合は、法律に基づき個人情報を含めて提供可能です。 【参考】 個人情報保護に関する法律第 27 条
消費者被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・最近知らない人が出入りしている ・見慣れない商品を大量に購入しているようである 		

区市町村連絡先 (地域や時間帯により連絡先が異なる場合もありますのでご注意ください。)

以下の HP 又は右の QR コードからご確認ください。

〔HP〕 「東京都福祉局トップページ」> 「高齢者」> 「自立生活の支援」> 「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」> 「協定締結事業者の皆様へ」> 「連絡先について」

〔URL〕 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/chiikizukurikyotei/kyotei-jigyosha/kyotei-ihen

地域包括支援センターとは？ 区市町村が設置している高齢者支援の機関です。都内に約 450 箇所設置されており、センターの名称は区市町村によって異なります。

「認知症サポーター」になりませんか？

都内各区市町村では、認知症についての正しい知識を習得し、認知症の方や家族を応援するサポーターの養成を行っています。



認知症サポーターの証
「オレンジリング」

